



かごしま 子育て応援企業を 紹介します♪



登録番号	592
登録日	令和元年7月1日

名称	株式会社日本政策金融公庫 川内支店
代表者職名・氏名	支店長 伊勢 正敏
所在地	〒895-0027 薩摩川内市西向田町5-29南国殖産川内ビル
電話番号	0996-20-2191
ホームページアドレス	https://www.jfc.go.jp/
業種	金融・保険業
業務概要	国民一般向け金融業務
プラチナくるみん認定日	平成28年3月11日
次世代育成支援対策の実施状況 (公表事項1~8)	<p>1) 男性労働者の育児休業等の取得に関する状況</p> <p>○公表前事業年度において配偶者が出産した男性労働者に対する、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業等をした男性労働者の数、割合：5人、2% ・育児休業等をした男性労働者数及び育児目的休暇制度を利用した男性労働者数の合計数の割合：96% <p>(育児目的休暇制度の具体的内容) 育児参加のための休暇、出産休暇</p> <p>2) 女性労働者の育児休業等の取得に関する状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公表前事業年度において出産した女性労働者数に対する育児休業等をした女性労働者数の割合：117% <p>3) 育児をする労働者のための短時間勤務制度等の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所定外労働の制限（小学校3年生までの子） ・短時間勤務制度（小学校3年生までの子） ・フレックスタイム制度（小学校3年生までの子） ・始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度（小学校3年生までの子） ・育児に要する経費の補助措置等（小学校6年生までの子） <p>4) 時間外労働及び休日労働に関する公表前事業年度の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公表前事業年度におけるフルタイムの労働者等1人あたりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数(時間) <p>1月：11, 2月：14, 3月：16, 4月：15, 5月：15, 6月：15, 7月：13, 8月：14, 9月：14, 10月：16, 11月：15, 12月：14</p>

	<p>5) 時間外労働及び休日労働に関する公表前事業年度の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 公表前事業年度における平均した1か月あたりの法定時間外労働時間が60時間以上である労働者の数：0人 <p>6) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所定外労働の削減のための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ノー残業デー週2日の実施 ・フレックスタイム制の導入 ○年次有給休暇の取得の促進のための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・年間17日以上の休暇取得を奨励 ○短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務制度を本社にて導入 <p>7) 女性の継続就業に関する状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 公表前々事業年度において出産した女性労働者数に対する、公表前事業年度に在職している、または在職していた女性労働者数の割合：97% <p>8) 育児休業等をし、又は育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるようにするための取組の計画の内容及びその実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○女性労働者に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・メンタリング制度等により、女性総合職のキャリア形成を支援 ・育児休業者とその上司に対して、「育ナビ」(職場復帰サポートナビ)の活用により職場とのコミュニケーションをサポート ・仕事と育児の両立期にある職員と上司の面談等で活用するキャリア形成に関する資料を提供 ・業務職育成制度により、エリア職の職域拡大を支援 ・女性の管理職登用に向けて、「プロジェクト Challenge!!」等により、女性管理職候補者を育成 ○管理職に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・各階層別研修において、ダイバーシティマネジメント及びキャリアデザインに関する講座を実施
<p>こんな両立支援に取り組んでいます</p>	<p>■育児に配慮した柔軟な勤務制度の充実</p> <p>小学校3年生までの子を養育する場合、以下の軽減勤務が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間の短縮 ・時間外・休日勤務の適用除外 ・時間外・休日勤務の制限 ・深夜勤務の免除 ・始業・終業時刻の30分繰上げ又は、30分もしくは60分の繰下げ <p>■子の看護・育児を目的とした休暇制度の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校3年生までの子を養育する場合、1年度5日以内(2人以上の場合は10日以内)の看護休暇取得可 ・配偶者が出産する場合、生まれた子もしくは小学校3年生までの子を養育するため、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合は、14週間前)から産後8週間までに5日以内の育児参加休暇取得可)

■WLB実現に向けた取組み

- 週2回ノー残業デーの設定
- 計画的な休暇取得の奨励